

令和6年度

茨城県立中学校及び
茨城県立中等教育学校の

入学者選抜実施要項

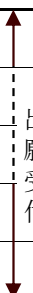
茨城県教育委員会

令和5年7月

目 次

令和6年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜日程表	1
I 令和6年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜実施要項	
1 基本方針	2
2 応募資格	2
3 通学区域	2
4 募集定員	2
5 志願の手続	2
6 調査書の作成	3
7 選抜検査	3
8 選抜方法	4
9 合格者の発表	5
10 入学予定者の手続	5
11 欠員の補充	5
12 その他	5
《 様 式 等 》	
○ 様式第1号～第12号	6～22
・ 調査書作成要領	11
II 生徒募集に関するQ&A	23～27

令和6年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜日程表

令和5年 12月			令和6年 1月		
1	金	 出願受付 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> この期間に必着するよう、簡易書留の配達日指定郵便で郵送する。持参による提出は不可。 </div>	1	月	(元日)
2	土		2	火	
3	日		3	水	
4	月		4	木	
5	火		5	金	
6	水		6	土	選抜検査
7	木		7	日	
8	金		8	月	(成人の日)
9	土		9	火	
10	日		10	水	
11	月		11	木	
12	火		12	金	
13	水		13	土	
14	木		14	日	
15	金		15	月	
16	土		16	火	
17	日		17	水	
18	月		18	木	合格者の発表 (インターネット: 18日午前9時) 入学確約書提出 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 確約書の受付時間は、午前9時から午後4時まで。 </div>
19	火		19	金	
20	水		20	土	
21	木		21	日	
22	金		22	月	欠員の補充のための入学意志確認 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 入学予定者に欠員が生じた場合、原則として1月23日(火)までの間に行う。 </div>
23	土		23	火	
24	日		24	水	
25	月		25	木	
26	火		26	金	
27	水		27	土	
28	木		28	日	
29	金		29	月	
30	土		30	火	
31	日		31	水	

I 令和6年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜実施要項

令和6年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の第1学年生徒の募集及び入学者の選抜は、この要項の定めるところにより行う。

1 基本方針

茨城県立中学校（以下「県立中学校」という。）及び茨城県立中等教育学校（以下「県立中等教育学校」という。）の入学者選抜は、各学校の特色を踏まえ、学習活動への適応能力、学ぶ意欲その他の適性を判定して行うものとする。

2 応募資格

応募できる者は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 小学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和6年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 保護者とともに県内に居住する者（入学日までに保護者ととも県内に居住することが確実な者を含む。）

3 通学区域

茨城県内全域とする。

4 募集定員

(1) 県立中学校

県立日立第一高等学校附属中学校	80人（男女各40人程度）
県立太田第一高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）
県立水戸第一高等学校附属中学校	80人（男女各40人程度）
県立鉾田第一高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）
県立鹿島高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）
県立土浦第一高等学校附属中学校	80人（男女各40人程度）
県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）
県立下館第一高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）
県立下妻第一高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）
県立水海道第一高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）

(2) 県立中等教育学校

県立勝田中等教育学校	120人（男女各60人程度）
県立並木中等教育学校	160人（男女各80人程度）
県立古河中等教育学校	120人（男女各60人程度）

5 志願の手続

(1) 志願校

県立中学校及び県立中等教育学校のうち、いずれか1校を志願できるものとする。

(2) 出願受付日

令和5年12月1日（金）、12月4日（月）、12月5日（火）に必着

(3) 出願方法

- ・出願書類等は、インターネット（いばらき電子申請・届出サービス^{※1}）を利用して作成する。
- ・出願書類等は、受付日に必着するよう出願用封筒（様式第4-2号）を用いて、県立中学校長又は県立中等教育学校長あて簡易書留の配達日指定郵便^{※2}により郵送する。

※1 詳細については、9月下旬に掲載する、茨城県教育委員会ホームページを参照。

※2 指定日の3日前までしか郵便局で引き受けないので注意する。

簡易書留による配達日指定郵便は、すべての郵便局で引受可とされているが、郵便に関する詳細は各郵便局に問い合わせる。

(4) 出願書類等

提出書類等	備 考
入学願書（様式第1号の1）	1部。印刷したものに入学者選抜手数料として、茨城県収入証紙2,200円分を貼る。
写真票（様式第1号の2）	1部。出願前3ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽の写真（横3cm×縦4cm）。いばらき電子申請・届出サービスに写真データを登録する。印刷した写真票に証明写真を貼ることも可能。
志願理由書（様式第1号の3）	1部。200字程度。志願者本人が入力する。
調査書※（様式第3号）	1部。志願者の在籍する小学校の校長が作成し、長形3号の封筒に厳封したもの（開封無効）。
選抜結果通知用封筒（様式第4-1号）	1通。送付先の郵便番号、住所及び志願者本人の氏名を明記し、750円分の切手（簡易書留及び速達用）を貼る。

※ 調査書（様式第3号）の作成には、2週間程度かかるので、小学校には原則として11月17日（金）までに依頼する。

※ 出願の段階で入学者選抜手数料の免除を希望する場合、適用の可否について志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に確認する。免除が適用された場合は、茨城県収入証紙を貼らなくてよい。

入学者選抜手数料の、出願後の還付はできないので、注意する。

(5) 出願に関する案内等の交付

志願先の県立中学校又は県立中等教育学校において、令和5年10月11日（水）から原則として11月17日（金）までの期間内に交付する。

受付時間は、各学校とも午前9時から午後4時までとする。ただし、土、日、祝日を除く。

(6) 県外からの転居予定者の入学志願申請

県外に住所を有する者で、入学日までに保護者とともに茨城県内に居住することが確実な志願者については、志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に連絡の上、その指示に従って「県外からの入学志願申請書」（様式第5号）及び「転入先の住居を証明する書類」を、志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長へ、出願用封筒に同封して提出する。

入学者選抜手数料は、あらかじめインターネット（いばらき電子申請・届出サービス）によりクレジットカードや Pay-easy（ペイジー）で納付する場合は、入学願書の茨城県収入証紙貼付欄に「電子納付済」と記入する。又は、茨城県収入証紙での納付の場合は、入学願書の指定欄に貼付する（消印しない）。

※ 写しによる証明書類提出の際、照合のため原本を小学校長に提示する。

(7) 受検票の印刷

受検票準備完了通知メールを受信後、受検票を自宅等で印刷する。

令和5年12月12日（火）以降に受検票準備完了通知メールが届かない場合は、志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に問い合わせる。

証明写真を貼付する場合は、写真票と同じものを貼付する。

(8) 志願取消の手續

志願者は、出願後、合格発表前に志願を取り消す場合、速やかに「志願取消届（様式第11号）」を志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

6 調査書の作成

(1) 調査書（様式第3号）は、志願者の在籍する小学校に校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、作成する。

(2) 調査書の作成に当たっては、「調査書作成要領」（P.11）に従って行う。

7 選抜検査

(1) 実施期日

令和6年1月6日（土）

(2) 実施会場

志願先の県立中学校又は県立中等教育学校

ただし、志願者数によっては近隣の県立高等学校を実施会場とする場合がある。

(3) 実施方法及び内容

ア 適性検査 I（45分間）

小学校で学習した内容を基に、思考力、判断力及び課題を発見し解決する力などをみる。

イ 適性検査Ⅱ（45分間）

文章や資料を基に、読解力、分析力及び自分の考えを表現する力などをみる。

ウ 面接（1グループ20分間程度）

5人程度を1グループとした集団面接とし、学習への意欲や6年間一貫の学校生活への適性などをみる。

※ 県立中学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に係る適性検査問題の出題内容については、小学校1学年及び2学年の学習内容は、小学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示）に基づくものとし、小学校3学年から6学年の学習内容は、小学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示）に基づくものとする。

なお、小学校学習指導要領等の改訂に伴う移行措置については、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例（平成29年7月文部科学省告示）に基づくものとする。

(4) 日程

8：40 集合
 8：40～9：00 点呼、諸注意
 9：30～10：15 適性検査Ⅰ
 10：45～11：30 適性検査Ⅱ
 11：40～11：45 諸連絡
 11：45～12：30 昼食
 面接（各学校の計画による時間で実施）

(5) 携行品

検査時、検査室には、受検票、HB、B又は2Bの黒鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム（以上は必ず持参する。）、三角定規一組及び鉛筆けずり等のほかは持ち込まない。

昼食及び上履きは、各自持参する。

(6) 受検上の特別措置

障害や病気等により、適性検査及び面接を受ける上で特別な措置の配慮を必要とする志願者の保護者は、「受検上の特別措置申請書」（様式第6号）を、原則として令和5年8月1日（火）から11月17日（金）までに志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。（P.25参照）

8 選抜方法

県立中学校長及び県立中等教育学校長は、調査書及び志願理由書の内容並びに適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱ及び面接の結果を総合的に判断して、合格者を決定する。

(1) 検査等の取扱い

合格者の決定には、調査書、適性検査、面接の結果を点数化して総合した成績（以下、「総合成績」という。）を用いる。その取扱いは、各県立中学校長又は県立中等教育学校長が定める。各学校の配点は、以下のとおりとする。

校名	適性検査Ⅰ	適性検査Ⅱ	調査書 (換算後)	面接	総合成績
県立日立第一高等学校附属中学校	100	100	25	25	250
県立太田第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立水戸第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立鉾田第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立鹿島高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立土浦第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校	100	100	5	45	250
県立下館第一高等学校附属中学校	100	100	25	25	250
県立下妻第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立水海道第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立勝田中等教育学校	100	100	25	25	250
県立並木中等教育学校	100	100	25	25	250
県立古河中等教育学校	100	100	30	20	250

(2) 志願理由書の取扱い

志願理由書は、面接を補完するものとする。記載された内容によって不利が生ずることはない。選考に際して入学志願者を理解するための補助資料とする。

9 合格者の発表

令和6年1月18日（木）午前9時に、インターネットを利用し、県立中学校又は県立中等教育学校が合格者の受検番号を発表する。閲覧方法については、同月6日（土）適性検査終了後に、受検者本人に通知する。

また、発表後速やかに、志願者本人あて「選抜結果通知書」（様式第7号）を送付する。併せて、適性検査の「解答用紙の写し」も同封する。

10 入学予定者の手続

(1) 入学確約書の提出

合格者の保護者は、令和6年1月18日（木）又は1月19日（金）の午前9時から午後4時までの間に、「入学確約書」（様式第8号）を県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

「入学確約書」の提出は、持参を原則とする。なお、郵送となる場合は、入学予定の県立中学校又は県立中等教育学校に事前に電話連絡をし、その指示に従う。

この期間に「入学確約書」を提出しなかった場合は、入学を辞退したものとみなす。

(2) 入学予定者証明書の交付

県立中学校長及び県立中等教育学校長は、「入学確約書」を提出した保護者に「入学予定者証明書」（様式第9号及び様式第10号）を交付する。

「入学予定者証明書」の交付を受けた入学予定者の保護者は、速やかに、入学予定者が在籍する小学校の校長に県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を「入学予定者証明書（小学校提出用）」（様式第9号）を添えて届け出る。また、小学校の校長への提出後速やかに、入学予定者の住所の存する市町村の教育委員会へ、県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を「入学予定者証明書（市町村教育委員会提出用）」（様式第10号）を添えて届け出る。

(3) 入学の辞退

「入学確約書」を提出した入学予定者については、原則として入学の辞退は認めないが、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合は、速やかに「入学辞退届」（様式第12号）を志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出しなければならない。

※ 入学の辞退は、志願取消とは手続きや様式が異なるので注意すること。「志願取消届（様式第11号）」は、「5 志願の手続(8) 志願取消の手続」（P.3）を参照する。

11 欠員の補充

(1) 県立中学校長及び県立中等教育学校長は、入学辞退者が生じた場合は、速やかに新たな合格者を決定し、保護者に対し入学の意志を確認し、欠員の補充を行う。

(2) 入学の意志の確認は、原則として令和6年1月22日（月）及び1月23日（火）に行う。

12 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に県教育委員会教育長が定める。

様式第1号の1

				整理番号 (自動割り振りのため、入力不要)
令和6年度入学願書				受検番号※
志 願 者	ふりがな			性別
	氏名			
	生年月日			
	現住所			
	* 県外からの転居予定者は、茨城県内の転居予定先の住所を入力する			
	出身校名			
	(卒業見込年月)			(令和6年3月卒業見込み)
保 護 者	ふりがな			志願者との関係
	氏名			
	現住所	<input type="checkbox"/> 志願者の欄に同じ		
	* 保護者の現住所は、「志願者の欄に同じ」の□の中に✓を記入する	電話① ()		
	電話② ()			
貴校への入学を志願いたします。				備考
保護者氏名(署名)				※
茨城県立 学校長 殿				

○ 記入上の注意

- 1 ※欄は、志願先の学校が記入する。
- 2 保護者の現住所は、「志願者の欄に同じ」の□の中に"✓"を記入する。
- 3 誤記を訂正する場合は、誤りの部分に2本の線(==)を引き、正しく書き直す。(訂正印不要)

○ 茨城県収入証紙欄の取扱上の注意

- 1 収入印紙と間違えない。
- 2 茨城県収入証紙は、2,000円1枚、200円1枚の計2枚を所定の欄に貼る。
また、消印しない。
- 3 入学者選抜手数料の免除制度があるので、希望する者は、県立中学校又は県立中等教育学校に問い合わせる。当該免除制度が適用された場合、茨城県収入証紙を貼らなくてよい。その際、金額の欄に斜線(/)を引く。
なお、県外からの転居予定者があらかじめインターネット(いばらき電子申請・届出サービス)によりクレジットカードやPay-easy(ペイジー)で納付した場合、入学願書の茨城県収入証紙貼付欄に「電子納付済」と記入する。

整理番号 (自動割り振りのため、入力不要)

写 真 票

令和6年度選抜

受検番号	※
ふりがな	
氏 名	
出身校名	

〈写真〉

- 1 3ヶ月以内に撮影
- 2 正面上半身無帽
- 3 横3cm×縦4cm
- 4 カラー・白黒を問わない
- 5 受検票と同じ写真

整理番号 (自動割り振りのため、入力不要)

志 願 理 由 書

受 検 番 号

※

(※欄は、志願先の学校が記入する)

令和 年 月 日

茨城県立

学校長 殿

出身校名: _____

志願者氏名: _____

私が貴校を志願する理由は次のとおりです。

【志願者本人入力欄】

注 志願する理由は、200字程度でまとめる。

令和6年度選抜検査受検票				
受検番号		検査会場		<写真> 1 3ヶ月以内に撮影 2 正面上半身無帽 3 横3cm×縦4cm 4 カラー・白黒を問わない 5 写真票と同じ写真
氏名			性別	
生年月日				
出身校名				
志願先				

-----< 山折り線 >-----

選抜検査時間割				令和6年1月6日(土曜日)
項目	第1時	第2時	(昼食)	第3時
検査時間	9:30 ~10:15	10:45 ~11:30	11:45 ~12:30	各学校の計画による 時間で実施
検査項目	適性検査Ⅰ	適性検査Ⅱ		面接

※注意

- 1 検査当日は、午前8時40分までに検査会場に集合する。
- 2 この受検票は、必ず持参し、受検中は机の上に置く。
- 3 検査時、検査室には、HB、Bまたは2Bの黒えん筆(シャープペンシルも可)、消しゴム(以上は必ず持参する。)、三角定規一組及びえん筆けずり等のほかは持ち込まない。
- 4 昼食及び上ばきは、各自持参する。
- 5 受検に当たっては、すべて係員の指示に従う。

-----< 切り取り線 >-----

受検番号 ※ _____

ふりがな		性別	生年月日	平成 年 月 日生
児童氏名			卒業見込年月	令和 年 月卒業(修了)見込
現住所			(※欄は、志願先の学校が記入する。)	

* 県外からの転居予定者は、茨城県内の転居予定先の住所を記入する。

A 各教科の学習の記録						B 総合的な学習の時間の記録			
教科	観点別学習状況			評定		学習状況について顕著な事項(5・6年)			
	観 点	5年	6年	5年	6年				
国語	知識・技能					C 特別活動の記録			
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
社会	知識・技能					活動の状況	内 容	5年	6年
	思考・判断・表現						学級活動		
	主体的に学習に取り組む態度						児童会活動		
算数	知識・技能						クラブ活動		
	思考・判断・表現					学校行事			
	主体的に学習に取り組む態度					D 行動の記録			
理科	知識・技能					項 目	5年	6年	
	思考・判断・表現					基本的な生活習慣			
	主体的に学習に取り組む態度					健康・体力の向上			
音楽	知識・技能					自主・自律			
	思考・判断・表現					責任感			
	主体的に学習に取り組む態度					創意工夫			
図画工作	知識・技能					思いやり・協力			
	思考・判断・表現					生命尊重・自然愛護			
	主体的に学習に取り組む態度					勤労・奉仕			
家庭	知識・技能					公正・公平			
	思考・判断・表現					公共心・公德心			
	主体的に学習に取り組む態度					E 欠席の状況			
体育	知識・技能					学年	欠席日数	備 考	
	思考・判断・表現					5年	日		
	主体的に学習に取り組む態度					6年	日		
外国語	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

学校名

校長氏名

職印

記載責任者 職氏名

調査書作成要領

調査書の記入は、小学校児童指導要録（以下「児童指導要録」という。）に基づいて記入するものであるが、次の点に留意して記入する。

【一般的事項】

- 1 調査書の作成に当たっては、様式第3号を用い、長形3号の封筒に厳封する（開封無効）。
願書等交付時に一緒に配布してある用紙を複写して用いてもよい。
また、茨城県教育委員会ホームページ（<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/>）から様式第3号の電子データをダウンロードして用いてもよい。
なお、様式を踏まえれば、パソコン等により作成してもよい。
- 2 鮮明に記入する。記入する数字は、すべて算用数字を用いる。
ただし、現住所欄等、表記上算用数字を用いることが不適当な場合については、漢数字を用いてもよい。
- 3 記入事項がない場合又は記入できない場合は、記載欄に斜線（/）を引く。
ただし、「C 特別活動の記録」の活動状況及び「D 行動の記録」の欄については、この限りでない。
- 4 誤記を訂正する場合は、2本の線（＝）を引いて訂正し、まとめて「〇〇字訂正」と欄外に記して、「〇〇字訂正」と記したところに校長印を押す。
- 5 調査書は、原本を複写したものに、校長印を押して提出してもよい。
- 6 [] 内には、志願先の学校名を記入する。
- 7 「受検番号」は、記入しない。
- 8 「児童氏名」は、「児童指導要録」どおり正確に記入する。
- 9 「現住所」は、郡・市名から「児童指導要録」どおり正確に記入する。
* 県外からの転居予定者は、茨城県内の転居予定先の住所を記入する。
- 10 「学校名」は、公立小学校のうち小中一貫教育を行う学校としての名称がある場合でも、設置条例で定められている名称を記入する。（例1：〇〇市立〇〇小学校）
（例2：△△市立◇◇義務教育学校）
- 11 「特別の教科 道徳」の評価については、記入しない。

【各項目の記入について】

1 「A 各教科の学習の記録」について

（1）観点別学習状況

ア 第5学年の欄は、児童指導要録から転記する。

イ 第6学年の欄は、令和5年10月末現在の学習状況に基づいて評価し、記入する。

学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現の状況を観点ごとに評価する。

（2）評定

ア 第5学年の欄は、児童指導要録から転記する。

イ 第6学年の欄は、令和5年10月末現在の学習状況に基づいて評価し、記入する。

2 「B 総合的な学習の時間の記録」について

第5学年及び第6学年の2年間の記録（第6学年は令和5年10月末現在）から、要点を箇条書きとするなど、主たるものを記入する。

3 「C 特別活動の記録」について

- (1) 第5学年の欄は、児童指導要録から転記する。
- (2) 第6学年の欄は、令和5年10月末現在で、内容ごとにその評価の観点に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合は、該当の欄に○を記入する。

4 「D 行動の記録」について

- (1) 第5学年の欄は、児童指導要録から転記する。
- (2) 第6学年の欄は、令和5年10月末現在で、項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合は、該当の欄に○を記入する。

5 「E 欠席の状況」について

- (1) 第5学年の欄は、児童指導要録から転記する。
- (2) 第6学年の欄は、令和5年10月末現在で記入する。
- (3) 欠席日数が学年ごとに10日以上ある場合は、備考欄に主な理由を記入する。
なお、記入事項がない場合は、斜線（／）を引く。

※ 該当する日数がない場合は、空白とせず0と記入する。

※ 不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- ① 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。 (後略)
- ③ 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。
- ④ (省略)

(令和元年10月25日 文部科学省通知)

様式第4-1号

選抜結果通知用封筒

速 達	
1 750円分の切手を貼る。 2 郵便番号住所・氏名を記入する。	□ □ □ □ □ □ □
簡易書留	(志 願 者 氏 名)
選 抜 結 果 通 知 書 在 中	(志 願 者 住 所)
(学 校 名)	
(郵便番号) (住所) (電話番号) (FAX番号)	

角形2号封筒 (240×332)

注 送付先の郵便番号、住所及び志願者本人の氏名を明記し、750円分の切手（簡易書留及び速達用）を貼る。

様式第4-2号

出願用封筒

切手を貼る。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
簡易書留	茨城県立
入学願書等 在中	(県立中学校又は県立中等教育学校の住所)
学校長 殿	
志願者氏名	
保護者氏名	
住 所	
提出書類の確認	<input type="checkbox"/> 入学願書 <input type="checkbox"/> 写真票 <input type="checkbox"/> 志願理由書 <input type="checkbox"/> 調査書 <input type="checkbox"/> 選抜結果通知用封筒 <input type="checkbox"/> 県外受検者のみ 様式第5号及び転入先住居証明書類
※封をする前に、上のチェック欄で中に入れた書類を確認してください。 配達指定日は、下のいずれか1つにチェックしてください。 (指定日の3日前までしか郵便局で引き受けないので注意)	
配達指定日	<input type="checkbox"/> 12月1日 <input type="checkbox"/> 12月4日 <input type="checkbox"/> 12月5日

※ 縁取りがある封筒を配布する場合があります。

角形2号封筒 (240×332)

簡易書留 配達日指定郵便

注 簡易書留の配達日指定郵便料金分の切手を貼る。

県外からの入学志願申請書

令和 年 月 日

茨城県立〔

〕 学校長 殿

志願者氏名

保護者氏名（署名）

下記のとおり、貴校に入学を志願したいので、申請します。

記

入学志願者氏名		平成 年 月 日生	性別
出身校名	（令和 年 月 卒業（修了）見込）		
保護者氏名	（本人との関係： ）		
保護者の現住所	（〒 - ）		
保護者の電話番号			
保護者及び志願者の転入先住所	（〒 - ）		
転入予定日	令和 年 月 日		
理由			
転入先の住居を証明する添付書類名			
添付しました転入先の住居を証明する書類は、原本と相違ありません。 なお、貴校以外の公立中等教育学校及び都道府県立中学校には出願しておりません。			
上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日			
学校名 学校			
校長氏名（署名）			

注1 志願者の保護者は、本様式「県外からの入学志願申請書」に「転入先の住居を証明する書類」を添え、出願用封筒に同封して、志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

2 〔 〕内には志願先の学校名を記入する。

受検番号	※
------	---

受検上の特別措置申請書

令和 年 月 日

茨城県立〔

〕 学校長 殿

出身校名

志願者氏名

保護者氏名（署名）

（〒 ー ）

住 所

保護者電話番号

貴校の入学者選抜において、受検上の特別措置を次のとおり申請します。

1 志願者の状況等

障害等の状況と、学校生活（テスト等）の中で行われている合理的配慮または病気やけがにより行われている配慮について、具体的に記入してください。

障害等の状況	学校生活の中で行われている配慮

2 上記1に基づき、選抜検査を受検する上で希望する措置を、箇条書きで記入してください。

--

注 書ききれない場合は、別紙（任意様式、A4判）を添付する。
（※欄は、志願先の学校が記入する。）

（A4判）

選 抜 結 果 通 知 書

受検番号

出身校名

氏 名

あなたが入学を志願されました令和6年度茨城県立
の選抜結果を下記のとおり通知します。 学校

記

選 抜 結 果

あなたの適性検査の得点は、以下のとおりです。

適性検査の得点	
適性検査Ⅰ	適性検査Ⅱ

令和6年1月18日

茨城県立

学校長



- (注) 1 合格と通知された志願者は、次の期間内に入学確約書を提出してください。
令和6年1月18日（木）又は1月19日（金）の午前9時から午後4時まで
- 2 期間内に入学確約書を提出しなかった場合は、入学を辞退したものとみなします。
- 3 入学予定者の定員に欠員が生じた場合は、不合格となった者の中から新たな合格者を決定し、入学の意志を確認します。
入学意志の確認は、令和6年1月22日（月）及び1月23日（火）の間に、入学願書の保護者欄に記載された電話番号へ連絡する方法により行います。

(A4判)

入学確約書

令和6年 月 日

茨城県立〔 〕 学校長 殿

貴校に入学することを確約します。

受検番号

合格者氏名

現住所

出身校名

保護者氏名(署名)

電話番号

(注) 1 合格者の保護者は、令和6年1月18日(木)又は1月19日(金)の午前9時から午後4時までの間に、この「入学確約書」を県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

「入学確約書」の提出は、持参を原則とする。

この期間に「入学確約書」を提出しなかった場合は、入学を辞退したものとみなす。

なお、郵送により提出する場合は、令和6年1月19日(金)の期限必着とする。

2 〔 〕内には、志願先の学校名を記入する。

3 「現住所」は、郡・市名から記入する。

県外からの転居予定者は、茨城県内の転居予定先の住所を記入する。

(A4判)

入学予定者証明書（小学校提出用）

ふりがな 入学予定者氏名	
出身校名	
保護者氏名	
現住所 * 県外からの転居予定者は、茨城県内の転居予定先の住所を記入する。	

上記の者は、令和6年度茨城県立 _____ 学校の入学予定者であることを証明します。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

茨城県立

学校長



(注) 「入学予定者証明書」の交付を受けた入学予定者の保護者は、速やかに、入学予定者が在籍する小学校又は義務教育学校の校長に、県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を「入学予定者証明書（小学校提出用）」（様式第9号）すなわち本様式を添えて届け出る。

また、小学校又は義務教育学校の校長へ提出後速やかに、入学予定者の住所の存する市町村教育委員会に、県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を「入学予定者証明書（市町村教育委員会提出用）」（様式第10号）を添えて届け出る。

(A4判)

注 「現住所」は、郡・市名から記入する。

入学予定者証明書（市町村教育委員会提出用）

ふりがな 入学予定者氏名	
出身校名	
保護者氏名	
現住所 * 県外からの転居予定者は、 茨城県内の転居予定先の住所 を記入する。	

上記の者は、令和6年度茨城県立 _____ 学校の入学予定者であることを証明します。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

茨城県立

学校長

印

（注） 「入学予定者証明書」の交付を受けた入学予定者の保護者は、「入学予定者証明書（小学校提出用）」（様式第9号）を小学校又は義務教育学校の校長へ提出後速やかに、入学予定者の住所の存する市町村教育委員会に、県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を「入学予定者証明書（市町村教育委員会提出用）」（様式第10号）すなわち本様式を添えて届け出る。

（A4判）

注 「現住所」は、郡・市名から記入する。

志 願 取 消 届

茨城県立 [] 学校長 殿

貴校への志願を取り消します。

令和 年 月 日

出身校名 _____

受検番号 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名(署名) _____

(注) 志願者は、出願後、合格発表前に志願を取り消す場合、本様式により速やかに志願先校長に提出する。 要項(P. 3) 5(8)参照

(A 4判)

II 生徒募集に関するQ & A

※以下の「小学校」には、義務教育学校等を含みます。

Q 1 配達日指定郵便での出願時に必要なものは何ですか。

A 1 出願に際しては、志願者情報をWeb出願システムに入力し、以下、(1)～(3)の書類を自宅等で印刷する必要があります。

(1) 入学願書

茨城県収入証紙 2,200 円[2,000 円 1 枚、200 円 1 枚]を所定の欄に貼ってください。収入印紙と間違えないようご注意ください。

※ 出願の段階で入学者選抜手数料の免除を希望する場合、適用の可否について志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に確認してください。

(2) 写真票

① 出願前3ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽の写真(横3cm×縦4cm)。Web出願システムに写真データを登録してください。

② 印刷した写真票に証明写真(スピード写真でもかまいません。)を貼ることも可能です。また、はがれた場合に備えて、写真の裏に志願者本人の氏名を書いておいてください。

(3) 志願理由書

① 志願者本人が入力フォームに入力してください。

② 志願理由は、200字程度にまとめて入力してください。

(4) 調査書

① 志願者が在学している小学校が作成しますので、この実施要項に添付している調査書用紙(様式第3号)を小学校の担任の先生に渡して、作成をお願いしてください。

作成には、2週間程度かかるので、小学校には原則として11月17日(金)までに依頼してください。

[調査書は、茨城県教育委員会のホームページ※からダウンロードしてパソコンで作成することもできます。] ※<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp>

なお、調査書は令和5年10月末現在で作成してもらうことにしています。

② 担任の先生から調査書を受け取る際は、長形3号の封筒に厳封されているか確認してください。開封された調査書は無効となりますので、注意してください。

(5) 選抜結果通知用封筒

この実施要項と共に配布した封筒を使い、郵便番号、住所、志願者氏名を記入のうえ、750円分の切手を貼ってください。

(6) 出願用封筒(出願に係る案内等が入っていた封筒)

① 必要事項を記入してください。

② 上記(1)～(5)の書類を(6)出願用封筒に入れて、郵便局の窓口に持参し、受付日に必着するよう簡易書留の配達日指定郵便で郵送してください。

なお、期日の指定は届けたい日の3日前までにしなければならないので、注意してください。

また、出願は、小学校ではなく各志願者(保護者)が行ってください。

Q 2 出願書類の書き方等について教えてください。

A 2

今年度から、インターネットを活用した出願を実施することになります。詳細については、9月に、茨城県教育委員会ホームページに掲載しますので、参照ください。

Q 3 他の中高一貫教育校との併願はできますか。

A 3 県内・県外を問わず、他の公立の併設型中高一貫教育校の中学校又は中等教育学校との併願はできません。

Q 4 茨城県収入証紙は、どこで買うことができますか。

A 4 自動車学校や警察署など、県が指定した場所（売店や団体など）で購入できます。

詳しくは、茨城県会計事務局会計管理課のホームページ※の茨城県収入証紙購入場所一覧をご覧ください。

※<https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/chizu.html>

また、茨城県庁内の下記①②の売店で、郵送による販売をしていますので直接電話でお問い合わせください。

① 茨城県生活協同組合・県庁売店（行政棟2階）

水戸市笠原町 978-6 電話 029-301-6160

【参考】郵送での購入方法 <https://www.fureai-iks.com/page/page000022.html>

② 高橋売店（行政棟1階）

水戸市笠原町 978-6 電話 029-301-6180

Q 5 県外（海外を含む）からの出願の手続はどうすればよいですか。

A 5 出願時に県外に居住していても、入学する日までに保護者とともに茨城県内に転入することが証明される場合は、志願することができます。

(1) 申請手続

志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に事前電話連絡の上、その指示に従って「県外からの入学志願申請書」（様式第5号）及び「転入先の住居を証明する書類」（*注）を、出願用封筒に同封して提出してください。

(*注) 転入先の住居を証明する書類

①すでに持家がある場合

家屋の「登記簿謄本」の写し、「登記簿抄本」の写し又は「登記事項証明書」の写し

②新築完成予定の場合

「建築確認済証」の写し又は「工事請負契約書」の写し

③新築完了の場合
「検査済証」(市町村役場)の写し

④買取りの場合
「売買契約書」の写し

⑤賃借の場合
「不動産賃貸借契約書」等の写し

⑥社宅等の場合
会社(管理責任者等)が証明したものの写し

※ 写しによる証明書の提出に当たっては、照合のために原本を小学校長に提示する。
※ 住民票を転入先の住居を証明する書類とすることはできない。

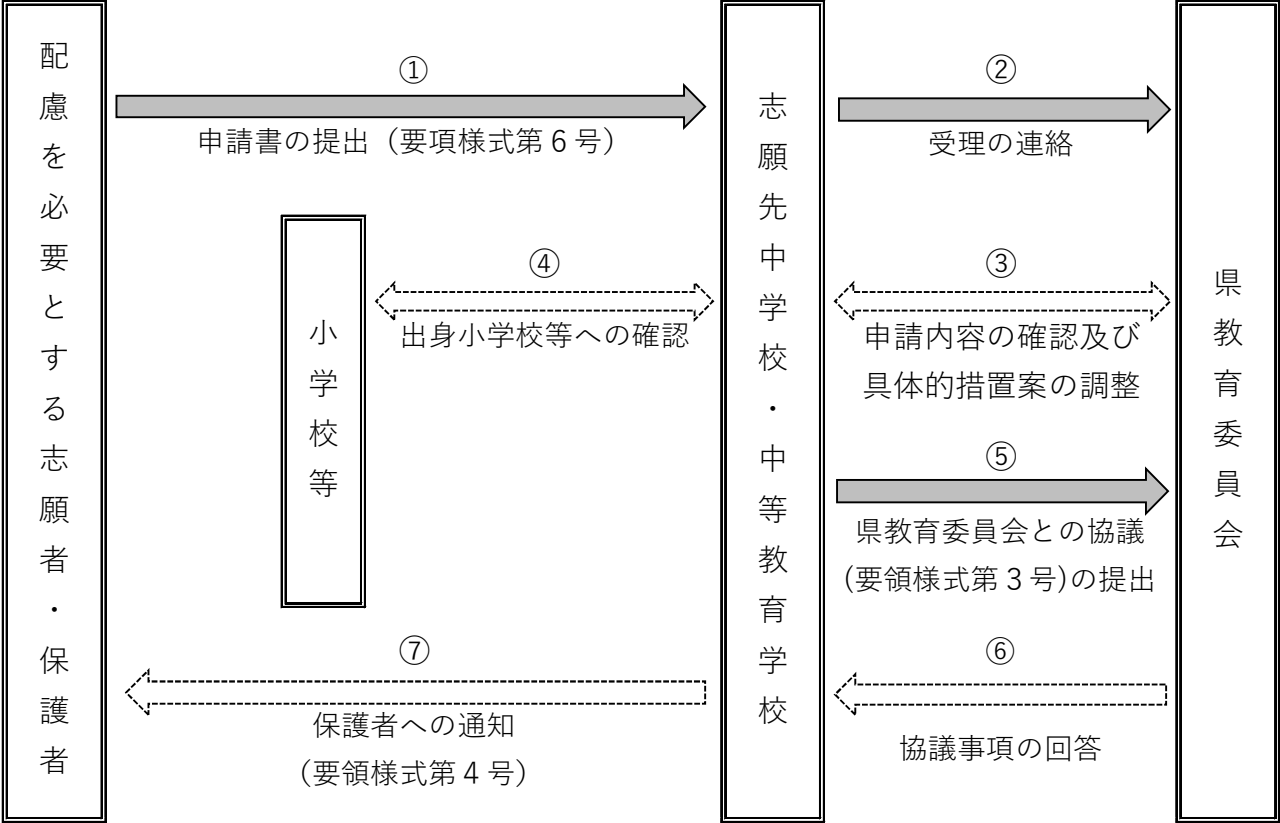
出願書類等と同封して、出願受付日に必着するよう簡易書留の配達日指定郵便で郵送してください。

Q 6 身体に障害がある等の場合は、検査にあたって配慮はありますか。

A 6 障害や病気等により、適性検査及び面接を受ける上で特別な措置の配慮を必要とする場合は、「受検上の特別措置申請書(様式第6号)(以下、申請書とする)」を志願先校に提出する必要があります。

志願者の保護者は、志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に電話連絡の上、申請書を原則として令和5年8月1日(火)から令和5年11月17日(金)までに志願先の県立中学校又は県立中等教育学校の校長に提出してください。

[受検上の特別措置申請手続きの流れ]



Q 7 検査当日に会場へ持っていくもので注意する点は何ですか。

A 7

(1) 検査当日に必要なもの

- ・受検票
- ・HB、B又は2Bの黒えん筆（シャープペンシルも可）
- ・消しゴム
- ・上履き
- ・昼食（保護者が途中で渡すことはできませんので、朝のうちに本人に必ず持たせてください。）

(2) 検査室に持ち込んでよいもの

- ・三角定規一組
- ・えん筆けずり（小型のもの）

(3) 検査室内に持ち込めないものの例

- ・筆入れ
- ・下敷き（下敷きのいらない机を用品ます。）
- ・時計

（時計機能だけの腕時計なども持ち込めません。

なお、時間の目安として検査室に時計を設置します。）

- ・携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチなどの通信機器

※ 通信機器等は電源を切り、検査に不要なものとともにカバンの中に入れて、指定された持ち物置き場等に置くことになります。

検査の公正を乱すおそれのあるものは検査室に持ち込まないよう、ご協力のほどよろしくお願いします。

Q 8 選抜結果はどのようにしてわかりますか。

A 8 令和6年1月18日（木）午前9時に、インターネットを利用して志願先の県立中学校又は県立中等教育学校が合格者の受検番号を発表します。閲覧方法については、令和6年1月6日（土）適性検査終了後に、受検者本人に通知します。

また、発表後速やかに、志願者本人あてに「選抜結果通知書」（様式第7号）を送付します。その際、選抜検査の適性検査の得点も通知します。併せて、適性検査の「解答用紙の写し」も、同封します。当日到着する場合と、翌日以降になる場合があります。

Q 9 合格した場合、どのような手続が必要ですか。

A 9 合格者の保護者は、「入学確約書」（様式第8号）を入学予定の県立中学校又は県立中等教育学校の校長に、令和6年1月18日（木）又は1月19日（金）の午前9時から午後4時までの間に提出してください。「入学確約書」は、すでに交付した出願に関する案内等の中に同封されています。

「入学確約書」の提出は、持参を原則とします。郵送となる場合は、事前に入学

予定の県立中学校又は県立中等教育学校に電話連絡をした上で、その指示に従い簡易書留で郵送してください。令和6年1月19日（金）の期限必着とします。その際、「入学予定者証明書」を交付するための返信用封筒（角形2号の封筒に郵便番号、住所、志願者の氏名を記入し、切手470円分を貼ったもの）を同封してください。

なお、この期間に「入学確約書」を提出しなかった場合は、入学を辞退したものとみなします。

Q10 入学予定者の手続は具体的にどのようにするのですか。

A10 入学予定の県立中学校又は県立中等教育学校の校長が、「入学確約書」の提出を受けた後、すぐに「入学予定者証明書」（様式第9号及び様式第10号）を交付します。

在籍する小学校の担任の先生を通して、校長先生に県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を「入学予定者証明書（小学校提出用）」（様式第9号）を添えて届け出てください。

また、小学校への提出後、速やかに、入学予定者の住所の存する市町村教育委員会に、県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を、「入学予定者証明書（市町村教育委員会提出用）」（様式第10号）を添えて届け出てください。

Q11 保護者の転勤等の理由で入学を辞退する場合、どのようにすればよいですか。

A11 「入学確約書」を提出した入学予定者については、原則として入学の辞退は認めませんが、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合は、速やかに「入学辞退届」（様式第12号）を入学予定の県立中学校又は県立中等教育学校の校長に提出することになりますので、事前に入学予定の県立中学校又は県立中等教育学校に電話連絡してください。その際に、手続の仕方等について、説明いたします。

Q12 欠員の補充はありますか。また、手続はどうなりますか。

A12 合格者の発表以後に入学辞退者が生じた場合、県立中学校長又は県立中等教育学校長が、速やかに新たな合格者を決定して入学の意志を確認し、入学予定者の欠員の補充を行います。

入学の意志の確認は、原則として令和6年1月22日（月）及び1月23日（火）に行います。はじめに入学願書記載「電話①」に、つながらない場合には「電話②」に連絡し、募集定員に達するまで、順次入学予定者を決定していきます。

またその際に、その後の手続の仕方等についても、説明いたします。

令和6年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校入学者選抜の主な日程

事 項	期間（期限）	提出者等	提出先・実施場所等
県外からの転居予定者の 入学志願申請書等提出 出願用封筒に同封し提出	12月1日(金) 12月4日(月) 12月5日(火)	県外からの 志願者の保 護者	志願先の県立中学校又は県 立中等教育学校の校長
受検上の特別措置申請書 提出	8月1日(火)から 11月17日(金)まで	志願者の 保護者	志願先の県立中学校又は県 立中等教育学校の校長
入学願書等の出願受付 簡易書留の配達日指定郵 便 （郵送：期間内必着）	12月1日(金) 12月4日(月) 12月5日(火)	志願者の 保護者	志願先の県立中学校又は県 立中等教育学校の校長
選抜検査実施	1月6日(土)		志願先の県立中学校又は県 立中等教育学校 (注)
合格者発表	1月18日(木)		インターネットを利用して 発表及び本人あて郵送
入学確約書提出	1月18日(木)及び 1月19日(金)	合格者の 保護者	入学予定の県立中学校又は 県立中等教育学校の校長
欠員の補充のための入学 意志確認	1月22日(月)及び 1月23日(火)		志願先の県立中学校又は県 立中等教育学校から該当者 の保護者に電話で直接連絡
小学校長への届出	入学確約書の提出 後速やかに	入学予定者 の保護者	在籍小学校
市町村教育委員会への届 出	入学確約書の提出 後速やかに	入学予定者 の保護者	当該市町村教育委員会

(注) 志願者数によっては、近隣の県立高等学校を会場とする場合がある。

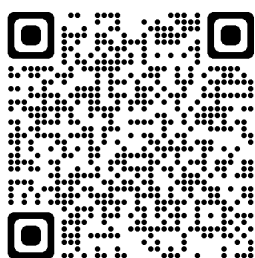
入学者選抜検査当日の実施のお知らせ

1月6日（土）午前6時に、以下のリンク先へ、予定どおり実施するかどうかを掲載します。

・リンク先のURL

<https://sites.google.com/view/nyuugakusyasenbatsu/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0>

・リンク先のQRコード↓



問い合わせ先

<p>茨城県立日立第一高等学校附属中学校 〒317-0063 日立市若葉町3-15-1 電話 0294-22-6488 http://www.hitachi1-jh.ibk.ed.jp</p>	<p>茨城県立下館第一高等学校附属中学校 〒308-0825 筑西市下中山590 電話 0296-24-6344 http://www.shimodate1-jh.ibk.ed.jp</p>
<p>茨城県立太田第一高等学校附属中学校 〒313-0005 常陸太田市栄町58 電話 0294-72-2115 http://www.ota1-jh.ibk.ed.jp</p>	<p>茨城県立下妻第一高等学校附属中学校 〒304-0067 下妻市下妻乙226-1 電話 0296-44-5158 http://www.shimotsuma1-jh.ibk.ed.jp</p>
<p>茨城県立水戸第一高等学校附属中学校 〒310-0011 水戸市三の丸3-10-1 電話 029-224-2254 http://www.mito1-jh.ibk.ed.jp</p>	<p>茨城県立水海道第一高等学校附属中学校 〒303-0025 常総市水海道亀岡町2543 電話 0297-22-0029 http://www.mitsukaido1-jh.ibk.ed.jp</p>
<p>茨城県立鉾田第一高等学校附属中学校 〒311-1517 鉾田市鉾田1090-2 電話 0291-33-2161 http://www.hokota1-jh.ibk.ed.jp</p>	<p>茨城県立勝田中等教育学校 〒312-0003 ひたちなか市足崎1458 電話 029-273-7411 http://www.katsuta-cs.ibk.ed.jp</p>
<p>茨城県立鹿島高等学校附属中学校 〒314-0038 鹿嶋市城山2-2-19 電話 0299-82-1903 http://www.kashima-jh.ibk.ed.jp</p>	<p>茨城県立並木中等教育学校 〒305-0044 つくば市並木4-5-1 電話 029-851-1346 http://www.namiki-cs.ibk.ed.jp</p>
<p>茨城県立土浦第一高等学校附属中学校 〒300-0051 土浦市真鍋4-4-2 電話 029-822-0137 http://www.tsuchiura1-jh.ibk.ed.jp</p>	<p>茨城県立古河中等教育学校 〒306-0225 古河市磯部846 電話 0280-92-4551 http://www.koga-cs.ibk.ed.jp</p>
<p>茨城県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校 〒301-0844 龍ヶ崎市平畑248 電話 0297-62-2146 http://www.ryugasaki1-jh.ibk.ed.jp</p>	<p>茨城県教育庁学校教育部 高校教育課 〒309-1722 笠間市平町1410 電話 0296-78-2124 (直通) https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/</p>